

- (3) また、適用日以降、預金者ご本人または代理人がカードを利用したときは、変更事項を承認したものとみなします。

以 上

[個人情報保護法関連条項]

生体認証の申込者および申込者の代理人は、当金庫が次の目的のために I C カード上の I C チップに自己の手のひら静脈パターンを記録・保管することに同意します。

- (1) 生体認証情報は、当金庫所定の機器により、申込者またはその代理人の静脈パターンと I C 上の静脈パターンを照合することにより、当金庫との間の取引について当金庫が申込者またはその代理人であることの確認手段の一つとして使用します。
- (2) 生体認証を使用する当金庫との間の取引については原則として以下に定めるところによります。
 - ① 生体認証対象口座の預金に関し、当金庫所定の預金機で、各種照会、払戻し（預金の払戻しによる振込・振替取引も含まれます。）、暗証番号の変更その他当金庫所定の取引をする場合。
 - ② 生体認証対象口座の預金に関し、払戻し（預金の払戻しによる振込・振替取引も含まれます。）または解約をする場合。
 - ③ その他、当金庫が必要と認めた場合。